

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月22日（金）第58号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 漁業の免許内容等の事前決定 (水産振興課取扱い) 1
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の実施（2件） (監理課取扱い) 3
- 令和元年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 道路の位置指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6

## 告 示

### 鹿児島県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
あおい薬局	曾於市末吉町二之方2128	令和元年 8月1日	育成医療・更生医療
フタヤ薬局志布志店	志布志市志布志町安楽6179番 3	令和元年 12月1日	育成医療・更生医療

### 鹿児島県告示第504号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和元年11月22日

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び漁場の区域別表のとおり

(2) 免許の有効期間

免許の日から令和5年8月31日まで

2 制限又は条件

別表のとおり

3 免許予定日

令和2年3月31日

4 免許申請期間

令和2年2月7日から同月21日まで

5 地元地区

別表のとおり

別表

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件		地元地区
						漁具標識	いけす（8メートル×8メートル）の数の最高限度	
鹿特区魚第106号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く。）小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア 北緯31度26分40秒，東経130度11分02秒の点 点イ 北緯31度26分55秒，東経130度10分58秒の点 点ウ 北緯31度26分52秒，東経130度10分16秒の点 点エ 北緯31度26分35秒，東経130度10分18秒の点	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	75台	南さつま市笠沙町片浦（野間池地区を除く。）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿区第7号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	出水郡長島町諸浦裸島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア 北緯32度14分11秒，東経130度10分32秒の点 点イ 北緯32度14分08秒，東経130度10分30秒の点 点ウ 北緯32度14分06秒，東経130度10分34秒の点 点エ 北緯32度14分08秒，東経130度10分36秒の点	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	出水郡長島町

**鹿児島県告示第505号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、長島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第506号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1140号	令和7年12月3日	炭酸カルシウム肥料	さんごのちから	アルカリ分51.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社徳之島コーラル	大島郡天城町松原1898

**鹿児島県告示第507号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、蓬原土地改良区の役員の内退任について次のとおり届出があった。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の内氏名及び住所

理事 牧本 作男 志布志市有明町蓬原112番地

**鹿児島県告示第508号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年11月5日付で曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第509号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算人大崎町菱田土地改良区の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した清算人の氏名及び住所

橋口 貞夫 曾於郡大崎町菱田821番地

今村 宗文 曾於郡大崎町菱田640番地3

松原 善仁 曾於郡大崎町菱田681番地9

長重 好実 曾於郡大崎町菱田1646番地2

田中 眞之 曾於郡大崎町菱田883番地4

**鹿児島県告示第510号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業の期間 令和元年12月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市桜島地区

**鹿児島県告示第511号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業の期間 令和元年12月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の地域 三島村（薩摩硫黄島）

**鹿児島県告示第512号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
令和元年12月1日から令和2年1月13日まで
  - (2) 女子  
令和元年12月1日から令和2年1月13日まで

- 3 試験期日  
令和2年1月25日

- 4 応募年齢  
令和2年4月1日において18歳以上  
令和2年6月30日において33歳未満の者

- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

**鹿児島地域振興局告示第5号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年11月22日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
学校法人日章学園障害福祉サービス事業所	日置市伊集院町清藤1938番地	学校法人日章学園	宮崎市丸島町2番36号	後藤 洋一	平成31年4月1日	就労定着支援

## 鹿児島地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年11月22日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指定道路		
		位置	延長（メートル）	幅員（メートル）
令和元年8月27日	鹿児島市荒田一丁目51番21号 有限会社南日本殖産 取締役 山田新二	日置市伊集院町下谷口字五田3426番1	19.96	6.00

## 大隅地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年11月22日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ライフ夢	鹿屋市下高隈町5486番地3	特定非営利活動法人夢来郷たかくま	鹿屋市上高隈町1894番地3	大迫 真	令和元年12月31日	共同生活援助

## 大隅地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年11月22日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポート札元	鹿屋市札元一丁目3516番地1	特定非営利活動法人藤栄	鹿屋市寿四丁目3034番地24	瀬戸口 信	令和元年11月1日	就労継続支援A型
就労支援事業所 厨房綾	肝属郡東串良町新川西5096番地3	一般社団法人ナガノレーシング	肝属郡東串良町新川西5096番地3	永野 真悟	令和元年11月1日	就労継続支援A型 ・就労継続支援B

生活介護事業所 ドルフィン	鹿屋市西原一丁 目11023番2	株式会社ドルフ イン	鹿屋市西原一丁 目8番2号	上前 薫	令和元年 11月8日	型 短期入所
------------------	---------------------	---------------	------------------	------	---------------	-----------

## 公 告

### 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2工区）

肝属郡東串良町岩弘字永富3番10, 3番11, 3番14, 3番15, 7番6, 7番7, 7番8, 7番9及び7番地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

肝属郡東串良町岩弘13番地

株式会社エビス

代表取締役 桑畑貴